



最適化事業設計業務のライド条項

防衛省整備計画局
施設整備官施設技術室



最適化事業設計業務のライド条項



【背景】

- 設計等技術業務委託契約書にはライド条項の規定はない
- 最適化事業における設計業務は、履行期間が長期間であり、契約締結して数年後の設計着手となる建物が発生するところ、賃金水準等の変動又はインフレ等による業務委託料の不適切化が懸念される



● 最適化事業における設計業務の契約書にライド条項を規定

最適化事業における設計業務の賃金又は物価の変動に基づく業務委託料の変更の取扱いに関する試行について（防整施第3633号。令和6年2月27日）



● 最適化事業における設計業務でのライド条項の適用について、適用対象、ライド額及び残業務の算定などを規定

最適化事業における設計等技術業務委託契約書第30条の2の運用について（防整技第6525号。令和6年3月19日）



● 設計業務のライド条項を適用する際の残業務量の考え方など運用の手引きを規定

最適化事業における設計等技術業務委託契約書第30条の2の運用の手引きについて（防整整第23237号。令和6年10月10日）



最適化事業設計業務のスライド条項

